

千徳第一送水場直流電源装置盤整流器部品更新工事

〔 電 気 設 備 〕

特 記 仕 様 書

令和8年度

宮古市上下水道部 施設課

目 次

第1章	総 則	
1.	適用範囲	1
2.	工程及び施工箇所	1
3.	関連法規及び規格	1
4.	疑義の解釈	1
5.	書類の提出	1
6.	承諾図書	2
7.	完成図書	3
8.	工事施工	3
9.	検 査	3
10.	受注者の負担	4
11.	保証期間	4
12.	製造業者	4
13.	施工上の注意点	4
第2章	一般仕様	
第1節	共通事項	5
第2節	直流電源設備一般仕様	5
第3節	工事一般仕様	6
第3章	特記仕様	
第1節	直流電源設備特記仕様	7

第1章 総 則

1. 適用範囲

この特記仕様書（以下「仕様書」という）は、宮古市上下水道部（以下「甲」という）において令和8年度に施工する「千徳第一送水場直流電源装置盤整流器部品更新工事」に適用する。

この仕様書に定めのない事項については、国土交通省大臣官房技術調査課「電気通信設備工事共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」によるものとする。

2. 工程及び施工箇所

本工事の工期は契約日の翌日から233日間（連休等を含む）とし、施工箇所は宮古市長町一丁目地内の水道施設とする（設計図位置図及び平面図参照）。

3. 関連法規及び規格

この工事において準拠すべく基準及び規格は次の通りとする。

- (1) 水道施設設計指針（日本水道協会）
- (2) 電気工事士法
- (3) 電気用品安全法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 計量法
- (6) 電気設備の技術基準（経済産業省令）
- (7) 日本産業規格（JIS規格）
- (8) 電気規格調査会（JEC規格）
- (9) 日本電気工業会規格（JEM規格）
- (10) 電池工業会規格（SBA）
- (11) 内線規定
- (12) その他関係法令、条例、規則

4. 疑義の解釈

仕様書及び設計図書において疑義を生じた場合の解釈及び本工事の細目については、工事を担当する甲の監督職員（以下「監督員」という）の指示に従わなければならない。

5. 書類の提出

受注者（以下「乙」という）は、この工事の施工に伴い、次の書類を甲に提出しなければならない。なお、提出部数は監督員の指示によるものとする。

(1) 着工時

- 工事着手届
- 工事工程表（工事策定表添付）
- 現場代理人又は監理（主任）技術者通知書（経歴書等添付）
- 資格証の添付（電気工事施工管理技士、等）
- 下請調書（施工体制台帳、施工体系図、下請契約書等の写し添付）

(2) 工事中

- | | |
|----------------|-------------------|
| 工事従事者名簿 | 2部（免状の写し確認） |
| 施工計画書 | 2部 |
| 実施工程表（月間、週間） | 2部 |
| 製造業者リスト（機器） | 2部 |
| 製造業者リスト（材料） | 2部 |
| 主要機器承諾願 | 2部 |
| 施工図(施工要領書)の承諾願 | 必要な箇所（2部） |
| 出来形管理図 | その都度（2部） |
| 工事打合せ議事録 | その都度（2部） |
| 材料検査立会願 | その都度（2部） |
| 工事施工立会願 | その都度（2部） |
| 現地試験要領書 | 2部 |
| 工事事故報告書 | その都度（指示する期日までに2部） |

(3) 完成時

- | | |
|---------|-------------------|
| 工事完成届 | 工事完成日（着工前、完成写真添付） |
| 完成図書 | 1部 |
| 工事写真 | 1部 |
| 検査試験成績表 | 1部 |
| 各種データ | 1式（CD-R） |
| 引渡書 | 竣工検査完了日 |

(4) その他、監督員が必要と認め指示するもの。

6. 承諾図書

5. (2) に掲げる承諾図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 機器製作図の承諾願に関するもの

(a) 電気設備機器

機器仕様書、外形図、展開接続図

(b) 主要資材

機器仕様書、外形図、品質および性能証明書

環境配慮型製品の有無

(c) 共通事項

その他、監督員が指示するもの

(2) 施工図の承諾願に関するもの（必要な場合のみ）

機器配置平面図及び断面図または側面図、機器据付図、

システム系統図、仮設電源切替計画書

その他、監督員が指示するもの

7. 完成図書

5. (3) に掲げる完成図書の作成は、次の要領によるものとする。

(1) 完成図書

工事概要書、竣工図、機器完成図、検査試験成績表、現地試験成績表

機器取扱説明書、保証書、アフターサービス連絡表

その他、監督員が指示するもの

(2) 運転操作に関する説明書

8. 工事施工

(1) 乙は、監督員と設計、施工について打ち合わせのうえ承諾図書を作成し、承諾を得てからでなければ、製作及び施工に着手してはならない。

なお、機器等に関しては盤内で脱落しないよう堅固に据付けるものとし、施工方法を示した図書等の写しを提出すること。

(2) 乙は、工事着手に先立ち、工事内容を十分に把握し、さらに現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い施工計画を策定すること。

(3) 資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有するものが施工しなければならない。

(4) 工事対象の直流電源装置盤に損傷、不具合を与えた時は、乙の責任において復旧しなければならない。

(5) 基板等の精密機器は、静電気に十分注意し品質を確保すること。

(6) 工事の完了時、乙は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃処理しなければならない。

9. 検査

検査は、次の各項目について行うものとする。

なお、これに要する費用は、乙の負担とする。工場立会検査は、原則として乙が責任を持って行うこと。

(1) 工場立会検査

この工事に使用する機器のうち、監督員が必要と認めるものについては、製作完了時当該工場において乙の立会検査を行う。（汎用外、受注製作品）

なお、工場検査の有無にかかわらず監督員の指示する主要機器、材料については、全ての社内試験成績表を提出するものとする。

(2) 中間検査

工事段階の区切り、工事完了後では検査できない部分等、監督員が必要と認めるものについては、甲の検査を行うものとする。

(3) 竣工検査

工事完了にあたっては、甲の規定に基づき竣工検査を行うものとする。

10. 受注者の負担

次の事項に要する費用は、乙の負担とする。

- (1) 軽微な事項で、設計図書に示されていない事項であっても、工事施工上当然必要と認められるもの。
- (2) 現場の収まりおよび取り合いによる、機器または材料の取付位置、取付方法等の軽微な変更。
- (3) 各種の試験、検査および施工管理に要する費用。

11. 保証期間

この工事の保証期間は、総合試運転期間終了後1ヶ年を保証期間とする。

保証期間中に乙の責任と見なされる原因によって故障等の不具合が生じた場合、乙は、その責任と負担により、補修、取替え、その他必要な処置を施すものとする。

12. 製造業者

この工事で使用する機器および材料について乙は、事前に甲へ製造業者リストを提出し、甲の承諾を受けた後に当該製品を使用するものとする。

13. 施工上の注意点

- 1) 完全週休2日(土日)適用工事とする。(工事着手前に発注者と協議すること。)
- 2) 所定の場所以外は禁煙とする。

第2章 一般仕様

第1節 共通事項

1. 規則

本工事に使用する機器は、JIS, JEC, JEMの各規格に準拠するもので、本章の仕様によること。

2. 通信および配線方法

通信および配線方法は、設計図面並びに本仕様書に示す通りとする。

3. 単位

単位はすべてメートル法及びS I単位系によるものとする。

4. 周波数

本地域は50Hz地域につき、定格周波数は50Hzとする。

5. 荷造り、輸送

荷造りは厳重に施し、防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記し、適当な転倒防止の方法を講じること。

輸送途中における機器・材料および一般公共物等に与えた損害は、一切乙の責任にて処理すること。

6. 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数にわたる場合には、各製作者は互いに密接な連絡を取り合い全体として完全な機能を発揮できるものを納入するものとする。

7. 施工期間における準備、運搬等、施工上必要な準備に係る費用は共通仮設費に含むこととする。

第2節 直流電源設備一般仕様

1. 直流電源設備機器

(1) 交流入力

直流電源装置の交流入力電源は3相3線200Vとする。

(2) 制御回路

(ア) 制御回路に用いる電線は原則として600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線IEまたは600Vビニル絶縁電線IV、電気機器用ビニル絶縁電線KIVに規定されたもので、断面積が1.25mm²以上を有し、かつ可動部は充分可とう性があるものを使用すること。ただし、電流容量、電圧降下などに支障がなく保護協調がとれれば細い線を使用してもよい。

(イ) 電線被覆の色別は下記の色別を行う。

交流制御回路……………黄
直流制御回路……………青(指定)
接地回路……………緑

(3) 供給電源

(ア) 直流回路 106V

VCB操作電源(52R, 52G)、電源切替開閉器、励磁始動盤直流制御回路

(イ) 直流回路 120V

発電機初期励磁用電源

第3節 工事一般仕様

1. 概要

本工事は、各機器(部品)の搬入、更新作業、配線等の各工事を行い、更に組合せ試験および総合試運転までを含むものとする。

また、本工事の施工に当たっては設計図書並びに本仕様書に基づき監督員と十分に打合せのうえ、あらかじめ承諾を受けた図面により関係法令および規格に準拠して施工するものとする。

2. 一般仕様

(1) 部品更新作業

(ア) 盤内機器の据付は、制御部品の既存ネジ穴に締付し、脱落やずれのないようにすること。既存ネジ穴が使用できない場合は監督員と協議し施工方法を決定すること。

(イ) 据付に際しては、部品本体に加工を行なってはならない。

(ウ) 据付完了後、ネジの締め忘れやプラグの差し忘れが無いように確認すること。

(2) 配線工事

(ア) 配線工事

(a) 端末処理等

各芯線には端子記号と同一マークを刻印したマークチューブを付けると共に、ケーブルにはケーブル記号等を記した札をシースに付けること。

(b) ケーブルと機器の接続

(i) 配電盤に引込むケーブルは、適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにするものとする。

(ii) 心線相互の接続は、圧着スリーブ、電線コネクタ、圧着端子等の電線に適合する接続材料を用いることとする。

(c) 電路とその他のものとの離隔

(i) 低圧ケーブルまたは低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線等と接触しないように施工するものとする。

(ii) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ピットに収納して配線するときは隔壁を設けるものとする。

(iii) 低圧屋内ケーブル、弱電流電線、もしくはこれらに類するものとは、十分離隔する。

(イ) ケーブルの種類および太さ

あらかじめ、監督員の承諾を得たケーブル、電線を使用すること。

第3章 特記仕様

第1節 直流電源設備特記仕様

1. 概要

本工事は、千徳第一送水場で使用する直流電源装置盤の制御回路の部品が更新時期を迎えていることから、制御部品及び消耗品であるヒューズ類を更新するものである。

(1) 直流電源設備

- (ア) 千徳第一送水場電気室内で使用する直流電源装置盤の制御回路部品、ヒューズ類を更新し、動作試験、警報試験、総合試運転を行うこと。
- (イ) 直流電源装置盤の供給負荷にはDC106VとDC120Vが混在するため、異電圧に注意すること。

2. 更新部品

- (1) 操作表示制御ユニット 1組
 - デバイス名称：PDC
 - 多機能ディスプレイ、状態表示
 - 運転状況表示
 - 計測
 - 3相入力電圧[V]
 - 整流器出力電圧[V]
 - 蓄電池出力電圧[V]
 - SIドロップ出力[V]
 - ランプ・ブザー試験
 - 運転
 - 浮動充電開始時間[秒]
 - 浮動充電経過時間[秒]
 - 履歴表示
 - イベント表示
 - 日報表示
 - 設定
 - 整流器電圧設定
 - 警報ブザータイマー設定[秒]
 - 時計設定
 - 日報保存時刻設定
- (2) サイリスタゲート制御基板 1基
 - デバイス名称：TGC
 - ゲート電源制御回路
- (3) 入出力インターフェース基板 1基
 - デバイス名称：PIO
 - PIO基板(DC100V/端子台)
- (4) アレスタ基板 1基
 - デバイス名称：ARF
 - アレスタ/変圧器基板
- (5) コンデンサ 1台
 - デバイス名称：C1
 - 5600 μ F、250VDC
- (6) 速断ヒューズ 2個
 - デバイス名称：HF1, 2
 - AC250V-40A

- | | |
|--------------------|-----|
| (7) ガラス管ヒューズ | 1 個 |
| デバイス名称：F 0 | |
| AC 2 5 0 V - 1 A | |
| (8) ヒューズリンク | 1 個 |
| デバイス名称：D F 1 | |
| DC 6 0 0 V - 5 A | |
| (9) ヒューズリンク | 1 個 |
| デバイス名称：F F 1 1 | |
| DC 6 0 0 V - 5 A | |
| (10) 筒型ヒューズ | 3 個 |
| デバイス名称：A F 1, 2, 3 | |
| AC 5 0 0 V - 3 0 A | |
| A R F 内基板ソケットに設置 | |

3. 既設直流電源装置盤仕様諸元

(1) 整流器

型式	DP 2 1 0 0 T - 0 3 0 S M R S
仕様書番号	1 3 0 7 3 2
製造番号	1 0 1 3 0 7 0 0
整流方式	三相全波純ブリッジ (6 S C R)
冷却方式	自然冷却
定格	連続

(2) 交流入力

相数	3 ϕ 3 W
定格周波数	5 0 H z
周波数変動範囲	5 0 H z \pm 5 %
定格電圧	2 0 0 V
電圧変動範囲	2 0 0 V \pm 1 0 %
入力容量	約 5 . 7 k V A
力率(遅れ)	7 0 %以上

(3) 直流出力

(a) 自動

浮動充電電圧	1 2 0 . 4 V
設定電圧精度	\pm 1 . 0 %以内
電圧調整範囲	\pm 3 . 0 %以上
定格電流	3 0 A
電流変動範囲	0 ~ 3 0 A

(b) 垂下特性

最大電流	3 6 A以下
垂下電圧	1 0 8 V以下

(4) 負荷電圧補償装置

方式	シリコンドロップ
入力電圧	1 2 0 . 4 V
出力電圧	9 0 ~ 1 1 0 V
出力電流	2 ~ 2 0 A (常時電流 1 3 A以下)

4. 工事範囲

- (1) 対象の整流器部品及びヒューズの更新
- (2) 仮設電源設置及び撤去
- (3) 撤去物の産廃処分及びマニフェスト管理
- (4) 部品更新前後の直流電源装置盤の動作、各波形、電圧確認
- (5) 部品更新後の警報試験および総合試運転

施 工 条 件

明 示 項 目	明 示 内 容
工 程 関 係	<p>工程を十分検討し、施工計画書を2部提出すること。 施工に先立ち現地調査並びに監督員と打合せを行うこと。 機器等の納入仕様書を2部提出し、監督員の承諾を得てから手配すること。 機器製作期間に留意し、工程管理を徹底すること。 完全週休2日(土日)、経費を計上済み。</p>
現 場 代 理 人 主 任 技 術 者 監 理 技 術 者 の 兼 務	<p>別紙「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」、「主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書」を参照のこと。</p>
公 害 対 策 関 係	<p>水質に影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。 振動、騒音の抑制に努めること。</p>
安 全 対 策 関 係	<p>工事車両の駐車・資材運搬・作業時は、一般通行車両の妨げにならないよう注意すること。歩行者についても十分注意すること。</p>
工 事 用 道 路 関 係	<p>無し。</p>
仮 設 関 係	<p>直流電源装置の負荷である、真空遮断器等操作電源(DC106V)、発電機初期励磁用電源(DC120V)を用意し、機器類の取替を行うこと。 作業中は、上下水道部事務室に警報が出力されないよう処置を行うこと。 (中央監視室スイッチ操作等)</p>
産 業 廃 棄 物 関 係	<p>撤去品は全て運搬処分とする。 マニフェストにより管理し、発注者に提出すること。</p>
機 器 製 作 関 係	<p>機器の承諾図作成に当り、事前打合せを必ず行うこと。(質疑・応答) 発注者・受注者・機器製作者の設計製作仕様の共有を図る。</p>
試 験 工 関 係	<p>工場試験成績表並びに、シーケンス動作試験、直流電圧、各波形を確認し、 現地試験成績表を作成すること。警報試験、総合試運転を行うこと。 出力電圧：DC106V及びDC120V</p>
電 気 工 事 関 係 (直 流 電 源 設 備)	<p>別紙特記仕様書を参照のこと。 各電源系統及び信号系統を確認のうえ、据付工事に着手すること。</p>
下 請 契 約 対 象 の 限 定	<p>社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人(二次以下の下請負人を含む。)とすることを原則として禁止する。 詳細は以下のホームページによる。 https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/tetsuzuki/1010858.html 《岩手県トップページ>県土づくり>建設業>建設業法の諸手続き(許可、経審等)> 【お知らせ】県営建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について》</p>

工 事 番 号	R 8
冊 数	
工 事 件 名	千 徳 第 一 送 水 場 直 流 電 源 装 置 盤 整 流 器 部 品 更 新 工 事
業 者 名	

現場代理人の兼務に関する取扱い

(工事名：千徳第一送水場直流電源装置盤整流器部品更新工事)

現場代理人については、原則として工事現場に常駐することと工事請負契約書別記で定めているが、常駐義務の緩和について、以下のとおり一定基準を満たす2件の工事の兼務を認めることとする。

1 対象工事

- (1) 以下の基準を全て満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。
ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。
ア 設計額(税込)が4,500万円(建築一式の場合9,000万円)未満の工事であること。
イ 工事場所が宮古市内であること(県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能)。
ウ 特記仕様書等によりそれぞれの発注者が現場代理人の兼務を認めている工事であること。
- (2) (1)のほか、建設業法施行令第27条第2項により密接な関係のある工事について同一の主任技術者が管理できると認められた2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。

2 兼務の条件

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。

3 手続

- (1) 受注者は現場代理人を兼務させようとする場合は、「現場代理人の兼務届」に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 兼務の解除

受注者は1件の工事を竣工したこと等により施工期間中に現場代理人が工事の兼務を行わなくなった場合は、「現場代理人の兼務解除届」を発注者に提出すること。

5 兼務の取消

発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を取り消すものとする。

- ① 予期しない事態が生じたため、兼務を継続することが不相当と認められる場合
- ② 条件等を偽りその他不正な手段により兼務を行った場合

6 施行時期

令和7年2月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済又は入札契約手続中の工事であっても、1の基準を満たし発注者が兼務を認めた（工事打合簿等書面によること）工事については適用できるものとする。

主任技術者及び監理技術者の兼務に係る特記仕様書

(工事名：千徳第一送水場直流電源装置盤整流器部品更新工事)

1 建設業法改正等に伴う主任技術者及び監理技術者の専任の合理化について

建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。

令和2年10月に施行された建設業法施行令において、元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は、元請の監理技術者が複数現場を兼務できるよう専任義務が緩和されている。

さらに、令和6年12月に施行された建設業法施行令において、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、同一の主任技術者又は監理技術者の2現場の兼務が可能となったほか、営業所ごとに専任で置くことが求められている者(営業所技術者等)が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できるよう専任の合理化が図られた。

これらを踏まえて、市営建設工事における主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いを定める。

2 建設業法第26条第3項第1号による場合(専任特例1号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の主任技術者又は監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) 下請次数が3を超えていないこと。
- 5) それぞれの工事に連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
- 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 7) 建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
- 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 10) 主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 11) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、主任技術者及び監理技術者の兼務届(様式第1号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、主任技術者又は監理技術者を兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の2に規定する人員の配置を示す計画書(以下、「人員配置計画書」)を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第1号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 建設業法第26条第3項第2号による場合(専任特例2号)

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できるものとする。

ただし、諸経費を一体のものとして合併入札又は随意契約による複数契約の工事は、これらを1件の工事として扱うものとする。

- 1) 設計額(税込)が1億5千万円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が宮古市内であること。
- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること(発注者には、国、市町村等を含む)。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること(山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない)。
- 6) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
- 7) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 8) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

(2) 手続き

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届(様式第2号)に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

4 営業所技術者等と兼務する場合

(1) 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、営業所技術者等が1件の工事の主任技術者又は監

理技術者を兼務できるものとする。

- 1) 当該営業所において締結された工事であること。
 - 2) 請負金額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)未満の工事であること。
 - 3) 営業所と工事場所が宮古市内であること。
 - 4) 下請次数が3を超えていないこと。
 - 5) 連絡員(土木工事又は建築一式工事の場合は、当該工事に関する実務経験を1年以上有する者)を配置すること。
 - 6) 施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
 - 7) 建設業法施行規則第17条の5に規定する人員の配置を示す計画書を作成すること。
 - 8) 主任技術者又は監理技術者が現場状況を確認するために必要な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
 - 9) 技術的難易度が高い工事(特殊工法、施工条件、安全管理等)でないこと。
 - 10) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。
- (2) 手続き

- 1) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、営業所技術者等の兼務届(様式第3号)に連絡員の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、営業所技術者等を主任技術者又は監理技術者と兼務させようとする場合は、建設業法施行規則第17条の5に規定する人員配置計画書を作成し関係書類を添付して発注者に提出すること。
- 3) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第3号及び人員配置計画書の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても営業所技術者等と兼務することを考慮した内容とすること。

5 施行時期

令和7年2月3日以降に入札公告を行う工事から適用する。

ただし、契約締結済や入札契約手続中の工事であっても、上記要件を満たし発注者が兼務を認めた(工事打合簿等書面によること)工事については適用できるものとする。